

令和6年度三木いちご暮らしプロモーション業務仕様書

1 業務概要

(1) 業務名

令和6年度三木いちご暮らしプロモーション業務

(2) 業務の目的

三木町の地域資源であるいちごを活用し、積極的かつ効果的な情報発信を通じて「いちごのまち三木町」の地域ブランドの確立を図るとともに、そのブランドを活かした移住・新規就農促進施策による、地域の担い手確保を目的とする。

(3) 業務内容

ア SNSの戦略的運用

・SNSにおいて、ウェブサイト (<https://www.town.miki.lg.jp/very-berry-mikicho/>) 及びX (https://twitter.com/very_berry_miki) 並びにInstagram (<https://www.instagram.com/very.berry.mikicho/>) は既存のものを使用して運用し、各種キャンペーンの実施や外部の専門人材を活用した戦略的な情報発信を行う。

イ フリーペーパー作成

・三木町産いちごをPRするために、イベント時や町内の公共施設で配布するフリーペーパーの企画、編集及び作成を行うこと。ただし、内容は令和4年度で作成したvol.1と内容が重複することがないように作成すること。

ウ PRイベント開催

・三木町産いちごを使ったイベントの企画・監修
・町内で1回、高松市丸亀町グリーンで1回（三木町いちごの日）、関西圏で1回（トップセールス）を必ず盛り込むこと。
・いちご狩りの日帰りツアーの企画・運営を必ず盛り込むこと。

(4) 業務期間

契約日の翌日から令和7年3月24日まで

2 契約に関する条件等

(1) 再委託等の制限

受託者は、本業務の全部又は一部を再委託若しくは負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面で報告し、三木町の承諾を得たときはこの限りではない。

(2) 第三者の権利侵害

受託者は、本業務の履行に関し、第三者の肖像権、所有権、著作権を侵さないこと。また、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら三木町の責めに帰す場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理すること。

なお、第三者が権利を有している映像・画像・音楽等を使用する場合は、事前に権利者より二次使用を含めた使用の許諾及び事後においても権利の主張を行わない旨の許諾を得たうえで、必要となる一切の手続き及び使用料の負担等は受託者が行うこと。

(3) 成果品の利用及び著作権等の扱い

ア 契約締結後の成果物（以下、「成果物」という。）に関する著作権、著作隣接権、商標権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、業務期間終了後も三木町が保有するものとする。

イ 受託者は、自ら制作・作成した著作物に対し、業務期間終了後も著作権者人格権を行使しないものとする。

ウ 成果物の中に受託者が権利を有する著作物等（以下「既存著作権」という。）が含まれている場合、その著作権等は受託者に保留されるが、可能な限り、三木町が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、業務期間終了後も無償で既存著作物の利用を許諾する。

エ 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に保留されるが、受託者は可能な限り、業務期間終了後も三木町が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。

オ 成果物納品の際は、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。

カ 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。

(4) 業務の履行に関する措置

三木町は、本業務（再委託した場合を含む）の履行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを要求することができる。受託者は、上記要求があったときは、当該要求に係る事項について対応措置を決定し、その結果を要求のあった日から 10 日以内に三木町に書面で通知しなければならない。

(5) 秘密の保持

受託者は、本業務（再委託した場合も含む）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(6) 個人情報の保護

本業務を処理するための個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）を遵守すること。

(7) 契約不適合責任

本業務の成果品に対する契約の内容に適合しないものの取り扱いについては、受託者の契約不適合責任期間を契約終了後から 1 年とし、不具合等が発覚した場合は速やかに無償で是正すること。

(8) 費用負担

本業務の遂行に伴う費用は、本仕様書に明記がないものであっても、原則としてすべて受託者の負担とする。

3 成果品

4 その他

(1) 業務上の留意点

契約締結後であっても、三木町公告第 91 号「4 参加資格」に違反等があった場合は、委託契約の一部又は全部を解除し、委託料を支払わないこととする。既に委託料を支払っている場合は、その一部又は全部を返還させ、又は、損害賠償を求めることがあるので、十分留意すること。

(2) 委託料の支払い方法

業務完了後に検査を実施し、内容が契約上の要件を満たしていることを確認した上で支払うこととする。

(3) 業務を進めるにあたり、選定された企画書を極力尊重するが、その内容に限定されることがなく、受託者と協議の上で変更することができるものとする。